

阿賀野市選挙管理委員会告示第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、新潟県条例（東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する新潟県民投票条例）制定請求代表者 新潟県新潟市西区 近藤正道 他 118 名から提出された新潟県条例（東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する新潟県民投票条例）制定請求者署名簿を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月28日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽 英

- 1 縦覧の期間 令和7年3月1日から令和7年3月7日まで
午前8時30分から午後5時まで
- 2 縦覧の場所 阿賀野市役所 4階 401会議室（3月1日から3月2日まで）
阿賀野市役所 1階 市民生活課 （3月3日から3月7日まで）